令和５年度事業計画

Ⅰ　基本方針

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行され、65 歳までの雇用確保（義務）に 70 歳までの就業確保（努力義務）が追加されるなど雇用延長が進む中、シルバー人材センターの会員拡大は非常に厳しい状況であり、会員の高齢化がより一層進むことが予想されます。

また、わが国では、人口減少、少子高齢化が進展しています。総人口（総務省、令和4年9月15 日現在推計）は、前年に比べ 82 万人減少し、1 億 2,471 万人となっております。一方、65 歳以上の高齢者人口は、3,627 万人（前年 3,621 万人）で、過去最多となっており、総人口に占める高齢化率は 29.1％（前年 28.8％）と、過去最高となりました。

津島市においても令和4年 9 月末現在の人口が 60,691 人で、65 歳以上の人口が 18,069 人となっており、高齢化率は 29.8％（前年 29.6％）に達している状況であります。今後も高齢化率は、上昇していくことが見込まれます。

当センターにおきましては、ウクライナ侵攻の長期化、物価上昇等により、まだまだ不安定な経済状況が続く中ではありますが、新型コロナウィルス感染症が「5類」へ移行となり、日常生活も正常化していく社会情勢を一躍の機と捉え、一層の会員の確保と増員、請負・委任による就業機会の拡大、労働者派遣事業の推進に努め、高齢者の生きがい充実、健康維持・増進、活力ある地域（津島）社会づくりに、会員・役職員が一丸となって寄与してまいります。

会員の事故防止につきましては、昨年度は残念ながら傷害事故5件、賠償事故4件発生しました。今年度も会員一人ひとりが安全就業を最優先に心掛けるよう、事故防止を徹底し、事故ゼロを目指してまいります。

シルバー本来の「自主・自立、共働・共助」の理念の元、いくつになっても、いくつからでも働ける社会の実現に向けて事業を推進し、引き続きお客様に対しては、会員・職員の一人ひとりが「親切・丁寧・誠実・着実」をモットーとし、業務に徹することを心掛け、次の事業を推進してまいります。

Ⅱ　事業計画

１　就業の機会を確保し、組織的に提供する事業　定款第4条(1)

（1）就業機会・会員の拡大

- ■ 役職員の企業等への訪問活動、会員による入会勧誘等で就業機会、会員の拡大を図る。
- ■ 市広報紙やホームページ等を活用し、センター事業等のPRを行う。
- ■ 公共施設等にチラシ・パンフレットを配架し、会員の拡大を図る。
- ■ 県シルバー人材センター連合会と連携し、セミナー等を企画し、会員の拡大を図る。

（2）独自事業の実施

- ■ 剪定枝葉の堆肥化事業を実施し、堆肥の販売増加を図る。
- ■ 独自事業（農産物販売、墓地墓石等管理、空き家見守り事業）の周知拡大を図る。

2　就業機会を確保するために行う津島市の公の施設の指定管理業務　定款第4条(2)

(1)新たな公共施設の指定管理業務に向け、調査研究を図る。

3　有料職業紹介事業の実施　定款第4条(3)

(1)企業等からの高齢者の求人情報の中で、通常の請負契約等では対応できない雇用によることが適切だと判断される仕事を、職業紹介で会員に提供する。

4　労働者派遣事業の実施　定款第4条(4)

(1)県シルバー人材センター連合会と連携し、労働者派遣事業の充実強化を図る。

(2)通常の請負契約等では実施できない仕事を、労働者派遣で会員に提供する。

5　就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業　定款第4条(5)

(1)知識・技能の向上を目的とした研修や講習会等を計画する。

6　就業に関する調査研究及び相談を行う事業　定款第4条(6)

(1)入会説明会を毎月開催し、高齢者からの相談や就業相談を開催する。

(2)会員の拡大に向けた事業展開・調査研究をする。

(3)会員のデジタル機器の普及・活用に向けた調査研究をする。

7　安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業　定款第4条(7)

(1)安全意識の向上、作業中の事故防止等に資するため、事故事例の周知や安全講習会の実施により、注意喚起、啓発をする。

(2)安全委員会の開催や、安全適正就業パトロールを随時実施する。

(3)県シルバー人材センター連合会で主催する安全・適正推進大会に参加する。

(4)高齢就業会員に対し健康診断を奨励し、健康チェックを実施する。

8　センターの活動等について周知を図る事業　定款第4条(8)

(1)機関紙(事業啓発を含む)を作成し発行する。(2回)

(2)事業活動等のPRに向け、ホームページの整備、刷新を行う。

(3)地域に密着したボランティア活動を行う。

9　その他センターの目的を達成するために必要な事業　定款第4条(9)

(1)市等の行政機関との連絡調整を密にし、円滑な事業運営に努める。

(2)県シルバー人材センター連合会と緊密な連携を図る。また、事務局職員を対象とする各種研修に参加し、資質向上を図る。

(3)海部地区のシルバー人材センターと課題研究や情報交換等を図る。